



～法人市民税申告書等の事前送付物 の変更について～

1 変更趣旨

旭川市では、申告期限の近づいた法人様へ法人市民税の申告書及び納付書をお送りしていましたが、地方税電子申告システム（e LTAX）を利用して申告書を提出されている場合は、環境負荷の低減や経費の削減、デジタル化推進等の観点から、申告書の送付を停止し、e LTAXのプレ申告データの送信へと切り替えることとなりましたので、ご理解とご協力を願いいたします。

※ e LTAXを利用していない法人につきましては、引き続き申告書、納付書を送付いたしますが、国の定める様式に変更となります。（7 留意事項 参照）

2 プレ申告データ

申告を行う際の参考となるよう、地方公共団体から納税義務者へ送信されるデータのことです。前事業年度の申告内容をもとに、申告データの一部をあらかじめ設定したもので、これまでお届けしていた申告書の電子データ版に相当するものです。プレ申告データを利用するかは任意ですので、これまで利用していた会計ソフトなどで作成したデータを使って申告することも可能です。

※送信されたプレ申告データは、e LTAXの「メッセージボックス」に届きます。
ご利用方法の詳細につきましては、e LTAXホームページをご確認ください。

- ・ e LTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp>

具体的な操作は、「よくあるご質問」や「マニュアルコーナー」に詳細な情報が掲載されていますので、ご参照ください。

- ・ e LTAXヘルプデスク：0570-081459

3 対象法人

令和6年9月から令和7年10月までに電子申告（e LTAX）により確定申告書を提出した実績のある法人

4 適用開始時期

令和8年1月発送分から、予定申告書・確定申告書、記載の手引き及び課税標準の分割に関する明細書（その1）の同封をとりやめます。（申告書の代わりに申告案内書を送付し、納付書は引き続き送付します。）



5 データ送信時期

予定申告、確定申告～事業年度終了の翌月20日前後

6 電子申告以外の法人

電子申告を利用していない法人は、引き続き申告書、納付書を郵送します。

7 留意事項

- ・申告書、納付書の様式が3枚複写からA4用紙1枚へ変更となります。
- ・申告書の控えが必要な場合は、写しを用意した上で提出してください。(郵送の場合は、写しを同封し返信用封筒に切手を貼付してください)
- ・納付の際は、納付書3箇所に金額を記入し、線に沿って3つに切り離した上で、金融機関にて納付してください。(予定申告の場合は既に金額が記載済です)

8 その他

- ・申告書や納付書が必要な場合は旭川市市民税課ホームページ(<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/112/113/116/d066210.html>)に掲載しています申告書様式をダウンロードしてください。

<お問い合わせ>

〒070-8525

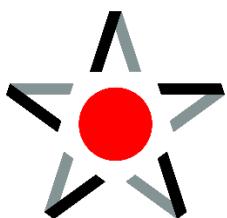
旭川市7条通9丁目4番地 旭川市総合庁舎3階

旭川市税務部 市民税課法人係

電話：(0166) 25-5758

FAX：(0166) 27-2146

E-mail:siminzei@city.asahikawa.hokkaido.jp



ASAHIKAWA
CITY

法人市民税の申告・納付には、
eLTAXが便利です！